

令和8年度 西原村職員採用試験案内

【令和9年4月1日採用予定】

1 職種及び採用予定数等【令和9年4月採用予定】

区 分	職 種	採用予定数	勤務先及び職務内容
高等学校卒程度	一般事務	1人程度	村長部局又は教育委員会等に勤務し、一般事務に従事する。

2 受験資格

(1) 資格要件

職種	年齢及び免許・資格等
一般事務 (高等学校卒程度)	平成13年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた者

(2) 次のいずれかに該当する人は、受験できない。

- ア 日本国籍を有しない者
- イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 西原村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 受験手続

(1) 受付期間

令和8年7月27日(月)から同年8月14日(金)まで
(土曜日、日曜日、祝日を除く。受付時間は午前8時30分から午後5時まで。)

(2) 申込先

西原村役場 総務課 総務係 電話 096-279-3100
〒861-2492 熊本県阿蘇郡西原村大字小森 3259

(3) 申込方法

- ・西原村発行の申込用紙に必要事項を記入し、受付期間内に上記申込先に郵送又は持参すること。
- ・郵送する場合は、封筒の表に「西原村職員採用試験申込」と朱書し、受験票の返信用として110円切手を貼った封筒(宛先、郵便番号を明記したもの)を同封したうえで、必ず簡易書留で郵送すること。令和8年8月14日(金)までの消印のあるものに限り、受け付ける。

(4) 申込用紙の請求

【インターネットからダウンロードする場合】

西原村のホームページにアクセスし、試験案内及び申込書をダウンロードすること。

<https://www.vill.nishihara.kumamoto.jp>

【直接入手する場合】

次の設置場所から入手すること。

西原村役場 総務課 総務係

(5) 受験票の交付

申込者には受験票を交付する。受験票を郵送するが、令和8年8月31日(月)までに届かないときは、至急、西原村役場総務課まで問い合わせること。

4 試験の日時及び場所

試験	日時	試験地	試験場	合格発表
第1次試験	令和8年 9月20日（日） 午前8時30分	西原村	西原村役場	10月中旬頃合格者のみに通知するほか、西原村役場掲示板及び西原村ホームページに掲載する。
第2次試験	令和8年 11月上旬予定	西原村	別途第1次合格者に通知する。	11月中旬頃合格者、不合格者ともに通知するほか、合格者の受験番号を西原村役場掲示板及び西原村ホームページに掲載する。

（注）第1次試験の際は、受験票、筆記用具（HBの鉛筆、消しゴム等）を持参すること。なお、時計については、計時機能のみのものに限る。また、携帯電話等を時計として使用することはできない。

5 試験の内容

（1）第1次試験

程度	区分	出題内容
高等学校卒程度 （一般事務）	教養試験 （120分）	時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題。 文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題
	職場適応性検査	公務員としての職業生活への適応性について、職務への対応や対人関係面での性格特性をみるもの

区分	内 容
作文試験	文章による表現能力についての筆記試験

（備考）作文試験は第1次試験で実施するが、第1次試験の結果には反映せず、第2次試験の結果に反映する。

（2）第2次試験

第1次試験合格者に次の試験を行う。

区分	内容
人物試験	人柄などについての個別面接による試験

（注）試験を途中で棄権した場合は、不合格となる。

6 合格から採用まで

（1）この試験の最終合格者は、試験職種ごとに作成された採用候補者名簿に登録され、主に令和9年4月1日以降の採用について、この名簿に登録された者の中から採用者を決定する。なお、この名簿の有効期間は、原則として合格決定の日から令和10年3月31日までである。

なお、受験資格がないこと、又は採用試験申込書等の記載事項が正しくないことが明らかになった場合は、合格を取り消すことがある。

(2) 初任給は、原則として次のとおりである。

(令和8年4月1日現在)

職種	初任給
一般事務（高卒程度）	201,500 円

※学歴や前職での経歴年数等に応じて、村の規定に基づき、上記金額に一定の額を加算する。

※このほか、条例等の定めにより通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれ支給要件に応じて支給される。また、給与改定等により額が変動する場合がある。

7 試験結果の情報提供

この試験結果については、受験した本人にのみ開示を行う。開示場所、開示内容等については次のとおりで、電話、郵便等による請求では開示できない。

試験	開示請求できる人	提供内容	提供期間	提供場所
第1次試験	第1次試験 受 験 者	科目別得点 総合得点 総合順位	各試験の合格発表の翌日 から1か月間 (土、日、祝日を除く。午 前8時30分から午後5時 まで。)	西原村役場 総務課
第2次試験	第2次試験 受 験 者			

(注) 開示請求の際は、受験票又は可否通知書、及び本人と確認できるもの(運転免許証、学生証等)を持参すること。

8 試験についての問い合わせ先

西原村役場 総務課 総務係 電話 096-279-3100

所在地 熊本県阿蘇郡西原村大字小森 3259 (〒861-2492)